

いじめ防止基本方針

真岡市立物部中学校

1 いじめのない学校づくりに向けて、基本的な考え方

いじめは、人として絶対に許されない重大な人権侵害行為であり、また「どの子どもにも、どの学校においても起こりうる」という認識を、生徒・教職員・保護者・地域が共有し、いじめをなくすための取組を共通実践していく必要がある。

そのためには、学校が中核となり、さまざまな働きかけを行っていかなければならない。そこに教育機関としての学校の役割がある。

子どもたちが「いじめ」問題に正対し、自分以外の人を大切に思う心を育て、悲しんでいる人に共感し、支援の手をさしのべることのできる人づくりをとおして、いじめのない学校づくりを学校組織をあげて取り組む。

2 いじめへの理解

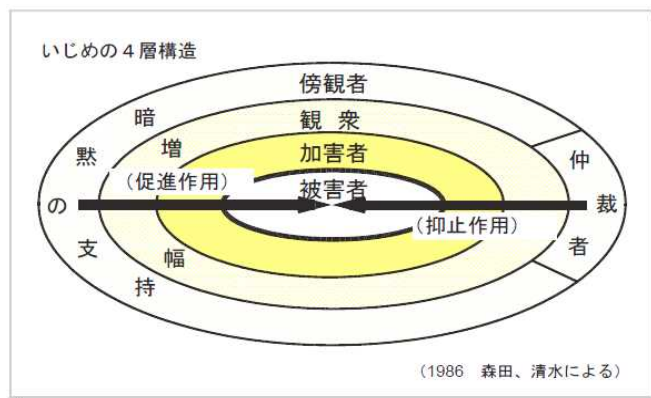
(1) いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

(2) いじめの構造

いじめは、「いじめ・いじめられる」相対的な関係性のみならず、「観衆」「傍観者」など、周囲の子どもたちの反応が大きく影響する。

- ・ 「観衆」=はやしたてる子たち。
いじめ支持層
- ・ 「傍観者」=見て見ぬふり。
いじめ黙認層



参考：「いじめ」の理解と対応 栃木県教育委員会 平成24年12月

この2つの層が、いじめを否定的に捉えられるように導くことが解決へのカギとなる。

(3) いじめの動機（背景）

- ① 仲間求め（友人<仲間>を求めている）
- ② 欲求不満（欲求不満があり、そのイライラを晴らしたい）
- ③ 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ④ 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ⑤ 支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ⑥ 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ⑦ 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい、近寄らせたくない）
- ⑧ 同調性（強いものに追従してしまう、数の多い側に入りたい）

「いじめの心理と構造をふまえた解決の方策」東京都立研究所(H10.3), 「いじめ」の理解と対応 栃木県教育委員会

3 いじめ防止への取組

(1) いじめの未然防止に向けて

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、全ての教職員の「**共通理解**」を図る。
- 教育活動全体を通じて、生徒の社会性を育み、他人の気持ちを共感的に理解できる情操、お互いの人格を尊重する態度、つまり「**いじめに向かわない態度・能力の育成**」を育成することで、自ら解決を図れるよう、計画的な指導を実践する。
- 勉強や人間関係等のストレスを軽減できる授業・集団づくりを進め、スポーツや読書等を通じてストレスを発散したり、誰かに相談したりするよう「**いじめが生まれる背景を踏まえた指導**」を実践する。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、「**教職員の人権感覚**」を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「**学業指導の充実**」に取り組み、「**自己有用感**」や「**自己肯定感**」を育む。
- 生徒自らがいじめ問題に取り組む機会を設け、それらをHPや保護者会等で広く通知し、保護者と地域等の関係者と連携する。

(2) いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい状況で行われるということを、教職員一人一人が強く認識する。
- 生徒の声に耳を傾け、行動を注視し、些細な変化を見逃さないようにする。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して抱え込むことなく組織的な対応を図る。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、いじめを相談しやすい体制を整える。
(**定期的なアンケート調査**や、**定期的な教育相談**を活用する。)
- 日頃からの保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。
- 生徒、保護者からのいじめの相談・通報の窓口を明確にする。

(3) いじめの早期解決に向けて

- 被害生徒や保護者の立場に立った対応を常に行う。
- 被害生徒を徹底的に守り通す。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことのみで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的な対応を図る。
- 加害生徒については、被害生徒の苦しみや心の痛みを気付けさせ、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織として継続的に指導する。(いじめの背景や要因の理解に努める。)
- 保護者に対して、学校組織としてしっかりと説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるよう努める。
- 傍観的立場にいる生徒にも、自分たちの問題であることを認識させるとともに、自分たちにできることを考えさせ、いじめは決して許されない行為であることを理解させる。

(4) 重大事態への対応(「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」に則って対応する。)

- 被害生徒やその保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たる。
- 全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行う。
- 重大事態の調査は、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識して行う。

4 いじめ防止等の対策のための組織について

生徒指導委員会内にいじめ対策委員会を組織し、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応する。

また、本委員会において、いじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかのチェック等を行い、学校いじめ防止基本方針を始めとした学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

(1) 生徒指導委員会(未然防止・早期発見の対策に係る委員会)《定期開催》

① 委員

生徒指導主事、教育相談担当、各学年生徒指導担当、等

② 実施する取組

ア 未然防止対策

- ・ いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・ 全体指導計画の進捗状況の把握と改善
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ 校内研修会の企画、立案 ・ 要配慮生徒への支援方針決定

イ 早期発見対策

- ・ いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果分析・共有
- ・ 情報交換による生徒の状況の共有

(2) いじめ対策委員会(いじめ認知時の対応に係る委員会)《随時開催》

① 委員

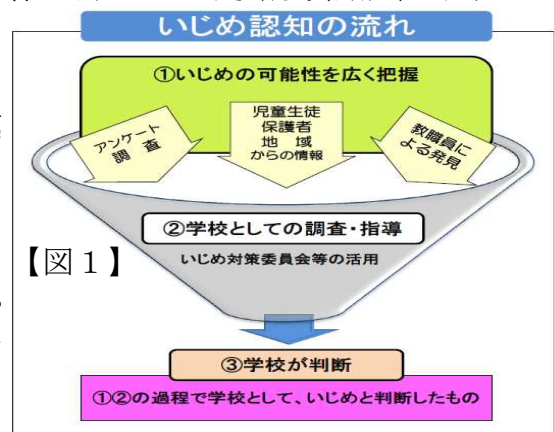
校長、教頭、教務主任、学年主任、学級担任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、その他部活動顧問等関係の深い教職員、必要に応じて市教育委員会指導主事等

② 実施する取組

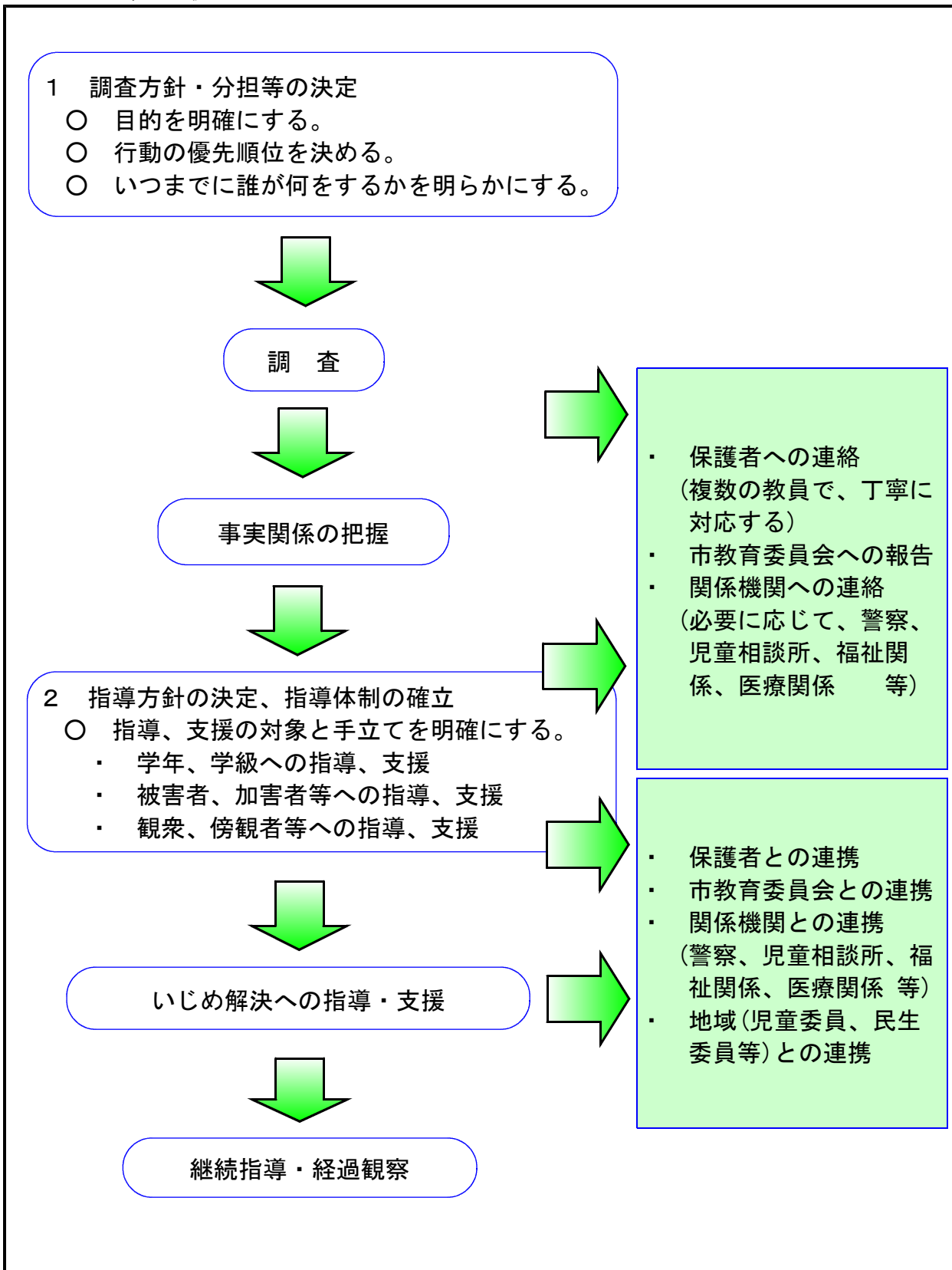
ア 事実関係の把握【図1参照】

・ アンケート調査、生徒、保護者、地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握し、共有する。

・ 関係のある生徒への事実関係の聴取や緊急アンケートの実施等により組織的調査を迅速に行う。



イ 対応の流れ



5 具体的対応

いじめの問題に対して、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、毎日の教育活動を行うとともに、いじめの問題解決に向け組織的に対応する。

(1) いじめの未然防止対策

- ① 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上「**共通理解**」
 - いじめに関する全教職員対象の校内研修会を実施する。
 - いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。
- ② 校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善「**共通理解**」
 - いじめに関する校内体制のチェックを実施し、それに基づいた改善を図る。
- ③ いじめのない学校づくりに向けた指導の充実
 - 道德教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置づけ、組織的かつ計画的な指導に努める。

ア 学業指導の充実「**学業指導の充実**」「**自己有用感、自己肯定感**」

「いじめが生まれる背景を踏まえた指導」

- ・ 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・ 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

イ 道德教育の充実「**いじめに向かわない態度・能力の育成**」

- ・ 道德教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道德性を育成する。
- ・ 「とちぎの子どもたちへの教え」を活用し、「人として、してはならないこと、すべきこと」を教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道德性を育成する。

ウ 特別活動の充実「**自己有用感、自己肯定感**」

- ・ 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・ 生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。

エ 人権が守られた学校づくりの推進「**教職員の人権感覚**」

- ・ 生徒一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。
- ・ 自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ・ いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。

④ 保護者・地域との連携

- 学校だよりやホームページ等を通じて、保護者・地域に対し学校のいじめに係

る対策等について周知する。

⑤ ネットいじめへの対応「**共通理解**」「**いじめに向かわない態度・能力の育成**」

- 携帯電話、スマートフォン等の所持を禁止するよう、保護者に協力を仰ぐ。
- 技術・家庭科や学級活動、外部指導者による講話等を活用し、生徒一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。
- 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努める。

(2) 早期発見に関する対応

① いじめを相談しやすい体制づくり

- 生徒、保護者からのいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。
- いじめに悩んだときの相談方法について、リーフレット等の配布を通して周知する。

② 情報交換による共有

- 毎朝の職員打合せ後の「学年打合せ」で、気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- 生徒指導委員会で話し合われた要配慮生徒への支援方針を生徒指導の記録を通して通知する。
- 職員会議の後の情報交換の場を活用して、生徒の情報を共有、指導に生かす。
- スクールカウンセラーや養護教諭と情報を共有できる体制を整える。

③ アンケートの実施

- 生徒が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」(通称：生活アンケート)を定期的及び随時実施することにより、早期発見に役立てていく。(※匿名性を保持が原則ではあるが、学校の実情を踏まえて、現在は記名式で行っている。保管は5年間)

④ 教育相談の充実

- 教育相談週間を原則として、学期に一度設定する。
- 生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる体制にする。

(3) 早期解決に向けた対応

① いじめ対策委員会(いじめ認知時の対応に係る委員会)による調査

- いじめ対策委員会(いじめ認知時の対応に係る委員会)が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、県教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

② 保護者への報告

- 被害生徒の保護者及び加害生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し、いじめの事案に係る情報を共有する。
- 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

- ③ 被害生徒及び保護者への支援
 - いじめられた生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
 - いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
 - いじめを解決する方法については、被害生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ④ 加害生徒への指導及び保護者への助言
 - 加害生徒に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
 - 加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
 - 加害生徒が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導に当たる。
- ⑤ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ
 - いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
 - はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
 - いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気をもつように伝えるなど、観衆・傍観者の心情に配慮した指導を行う。
- ⑥ ネットいじめへの対応
 - ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、市教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
 - 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに真岡警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑦ 警察との連携
 - いじめが犯罪行為として取り扱われべきものであると認めるときは、真岡警察署と連携して対処する。

(4) 重大事態への対応

① 重大事態の規定（いじめ防止対策推進法第28条第1項より）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ② 学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には以下のとおり対応する。
- ア 市教育委員会に報告するとともに、直ちに真岡警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- イ 当該のいじめの対処については、市及び県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、学校組織をあげて行う。
- ウ 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
- エ いじめを受けた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- オ 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに解決に向け協力を依頼する。
- カ 生徒指導委員会（未然防止・早期発見対策に係る委員会）を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

真岡市いじめ防止基本方針より「いじめ対応フロー図」の一部抜粋

